令和８年度大桑村文化作品展　開催要項

１　趣旨

　村民が特技や経験を活かしながら制作した文化作品を一堂に展示し、趣味活動や創作意欲を高めることにより、生きがいづくりを推進することを目的に作品展を開催する。

２　主催

大桑村教育委員会

３　開催（展示）期間

10 月 24 日（土）から 11 月６日（金）まで

４　開催場所

大桑村歴史民俗資料館（ホール、多目的室、研修室）

５　出品規定

（１）出品資格

大桑村在住者

（２）出品作品

ア　生涯学習教室で制作したもの。

イ　出品者が趣味として制作したもの。

（３）出品数

ア　一点から出品可能。

イ　出品数の上限は設けないが、応募・展示状況によって制限する場合がある。

（４）種目

①工芸品　②絵画　③写真　④書　⑤俳句・短歌　⑥手芸

⑦盆栽・生け花　⑧彫刻　⑨その他

６　申込み方法等

（１）個人で出品する場合

１作品ごとに「個人用出品申込書」を事務局へ提出する。

（２）サークルやグループで出品する場合

１作品ごとに「個人用出品申込書」をサークル等の代表者へ提出する。

サークル等の代表者は「団体用出品申込書」と「個人用出品申込書」を合わせて事務局へ提出する。

〈申込み受付期間〉８月３日（月）から９月 30 日（水）
〈申込み先〉大桑村教育委員会　生涯学習係

7　作品の搬入及び搬出

（1）搬入・搬出は、原則として出品者個人が行う。個人での対応が難しい場合は生涯学習係へ相談する。

（2）作品の搬入・展示は**10月23日（金）9時30分から15時00分まで**に行う。混雑を避けるため下記のとおり時間を分けて搬入を行う。

作品種目	搬入時間	場所
絵画、写真、書、俳句・短歌	9時30分から	多目的室
工芸品、手芸、彫刻	13時00分から	ホール
盆栽・生け花	13時00分から	研修室
その他	13時00分から	ホール

（3）搬出は**11月7日（土）9時00分から12時00分**までに行う。やむを得ずこの時間に搬出できない場合は生涯学習係へ連絡する。

8　作品の展示

（1）作品には必ず「出品票」を添付する。

（2）「出品票」の作品名・氏名はサインペンや筆、マジック等で太く、大きく、はっきりと書く。

（3）作品の展示は出品者同士で譲り合って行う。

9　その他

（1）展示品は十分な注意をもって取扱うが、不慮の事故等により損害が生じた場合、主催者は責任を負わないものとする。

（2）作品の著作権は出品者に帰属するものとするが、主催者が広報等に作品の図版が必要な場合には使用できるものする。事務局が取材を認めた報道機関のみが新聞等に掲載又は放送することができものとする。

（3）出品者の個人情報については、作品の受付、確認、出品作品目録の作成及び返却の際に利用し、他の目的には使用しない。

10　申込み・問合わせ先

大桑村教育委員会　生涯学習係

電　話：55-1020

ＦＡＸ：55-4134